

熊谷直実の出家と往生とに関する史料について

——『吾妻鏡』史料批判の一事例——

林 讓

はじめに―執筆の経緯と本稿の課題―

熊谷直実入道蓮生は、建久三年（一一九二）十一月二十五日、源頼朝の面前にて自ら髻を切り、承元二年（一二〇八）九月十四日、京都東山黒谷にて往生を遂げたという。それぞれが、『吾妻鏡』を主たる典拠として、『大日本史料』第四編当該条に記載される直実の出家と往生とに関するこの話しは、果たして事実を伝えているのであろうか。縁あって、直実の出家と往生とについて考える機会を与えられ、この通説ともいべき話しに若干の疑問を持つに至った。以下、執筆に至る経緯を記し、本稿の課題を探ることにした。

二〇〇二年は、東京大学史料編纂所が『大日本史料』『大日本古文書』などの史料集の刊行を開始してから百年を経過し、記念展として「時を超えて語るもの―史料と美術の名宝―」が開催された年であった。その企画と連動して第六回史料学セミナーが開催され、筆者はその第六講として「花押と筆跡の史料学―カタチをみる・カタチからみる―」（於東京国立博物館）を担当した。同セミナーに参加された埼玉県熊谷市立図書館を拠点に活動を続けている市民サークル「直実・蓮生を学ぶ会」会

長の野口和夫氏から、講演依頼を受けたのは二〇〇二年十一月の頃であったかと思う。直実については何も研究したことがない旨を申し上げると、氏は同セミナーに参加されたことを告げ、筆跡と花押とについて話し、直実については多少触れてもらえればよいとのご返事であった。そこで、二〇〇三年二月一日に熊谷市立図書館において報告することになったのである。

報告の準備を進めるなかで、直実の略伝と花押を掲載する『花押かのみ』二鎌倉時代¹⁾の矛盾に気が付き、また直実の生涯を考える上で先行研究として最も重視すべき赤松俊秀氏の論考「熊谷直実の上品上生往生立願について」²⁾に『大日本史料』と『大日本古文書』とに関する誤解ともいべき論点があり、しかも同論考自体が余り重視されることなく、今日の通説が形成されているかに見受けられたのである。

赤松氏の主張については次に検討するが、その多くは指摘の通りであると思われるから、本稿が格別に目新しい結論を提示するものではなく、いわば追認の作業というべきであるが、しかし、なお論証すべき余地は残っており、また、『大日本史料』や『大日本古文書』に関する誤解については、訂正しておくべき責務もあるように思われる。



図1 『熊谷家文書』建久貳年參月一日僧蓮生熊谷直実讓状(熊谷正雄氏所蔵)

以下は、必ずしも確証を得たとはいえない難点があるが、本所の事業に端を発し、また本所の種々の編纂に関わることであるから、本所の研究紀要に執筆することが最適と判断し、敢えて未熟のままに執筆した次第である。

一、『大日本古文書 熊谷家文書』の按文を推定する―地頭僧蓮生讓状の真偽―

赤松氏の論考において重視されている『熊谷家文書』建久貳年參月一日僧蓮生熊谷直実讓状(以下「讓状」と称する。)とは、次のような文書である【図1】。

〔端裏書〕
「くまかやの四郎二ゆつり了、」

讓与 先祖相伝所領老処

在 武蔵国大里郡内熊谷郷内

四至 東限源三郎東路 南限雨奴末南里際
西限村岳境大道 北限苔田境ヲ源次之前ノ路へ

此外為真之壁内ヲ加、

田式拾町 佐谷田ノ境ニ付テ、

〔異筆〕
「さねいゑ」

右件所領、依為子息、家実朝臣限永年所讓与実也、於代々証文者、嫡男直家朝臣為連券故、相副手次文書所讓渡也、但、子孫之中不善者出来、寄権門勢家成他領者、停背〔廢カ〕兄弟骨肉之儀、随器可知行也、仍為向後証文勒状、以解、

建久貳年參月一日

地頭僧蓮生(花押)

嫡子平直家(花押)
次男同実景(花押)

氏は、この「讓状」を前提として、直実の出家を伝える『吾妻鏡』建久三年十一月二十五日条の記事について、「直実がこの裁判の席上でも

とどりを切つて出家した、というのは事実と相違している。なぜかというに『熊谷家文書』所収建久二年(一一九二)三月一日付直実讓狀(第一号)によると、この裁判より一年九カ月前に直実は既に出家して「地頭僧蓮生」と署名し花押を加えているからである。それであるのに『大日本史料』がそれを無視して、建久三年(一一九二)十一月二十五日に断髪したと綱文で述べているのは、清凉寺蔵の直実自筆置文・夢記が発見されるまで、『熊谷家文書』の讓狀は鎌倉時代を降らない偽文書とされ、その史料の価値が無視されていたからである。しかしその花押が清凉寺の夢記所見のものとは一致する以上、この讓狀が正しい文書であることは確実である。したがってこの讓狀の示す事実は今後尊重されなければならぬ」と述べられている。⁽⁴⁾

主張の要点を整理すると、

①『熊谷家文書』「建久二年三月一日直実讓狀」によれば、直実は既

に出家し「地頭僧蓮生」と署名しているから、「吾妻鏡」建久三年十一月二十五日条の伝える直実出家の記事は事実と相違している。

②『大日本史料』の綱文は建久三年に断髪したとしているが、それは

『清凉寺文書』「直実自筆置文・夢記」が発見されるまで、「讓狀」

は「偽文書」として史料の価値が無視されていたからである。

③『清凉寺文書』「夢記」に据えられた花押との一致により、「讓狀」

は正しい文書であるから、「讓狀」が示す事実を尊重すべきである。となるだろう。しかし、後述するように、研究史上、これらの論点は必ずしも重視されているとはいえない。それは、「讓狀」を含む『熊谷家文書』を史料群としてとらえると、単純には良いと認めることができな

い点があるのである。

この「讓狀」は、昭和十二年に刊行された『大日本古文書 熊谷家文書』に、第一号文書として収録されているが、同書には「コノ文書、原

本ヲ檢スルニ、当時ノモノニアラズ、但、鎌倉時代ヲ降ラザル時ノモノナルベシ」との按文が付されている。⁽⁵⁾微妙な表現であり、いくつかの解釈が可能であるが、少なくとも、建久二年当時に作成された疑いのない正文であると考えていいことだけは間違いないであろう。なお、この按文をもって、「偽文書」としていると赤松氏は評しているのであるが、「偽文書」とはいつていないことに注意しておきたい。

確かに、「家実」と記述している点、「実家」にしても「家実」にしても諸種の系図類に掲載されていない人物である点、「朝臣」を称している点、直家・実景の花押形体、など疑えば疑えない箇所がないではない。しかし、それらが本文書に対する決定的な疑問点であるともいい難い。

また、第二五二号文書建久六年二月九日熊谷蓮生直置文には「コノ文書、原本ヲ檢スルニ室町時代ノモノナルベシ」との按文が付されている。⁽⁶⁾

この点について、赤松氏は「なるほど措辞は直実当時としてはどうかと思われれるものがある。その点ではわたくしも同感であるが、花押も加えられるから、最終的な判断は原本か写真を見るまで差し控えることにする」と慎重な態度を保持している。⁽⁷⁾ここにいう措辞とは「主君」

「御感奉書」「武道」などを指しているかと思われるが、「主君」は「吾妻鏡」文治元年十月二十四日条をはじめ「方丈記」等に、「武道」は

『吾妻鏡』建久六年八月十日条「熊谷二郎直実法師自京都参向、辞往日

之武道、求来世之仏縁」等と見え、「御感奉書」は「吾妻鏡」建久六年

七月十六日条に「御感御書」、「親元日記」寛正六年(一四六五)十月二

十四日条に「被成御感奉書」と見られるから、措辞だけでは判断でき

ない。ただし、既に「円光大師行状画図翼賛」卷二十七が「此ノ遺書ハ、

往生十四年已前ニアラカジメ書ケルナルベシ、然ルニ元久二年武蔵へ下

向ノ時賜ハル迎接ノ像ヲ九年以前ノ遺書ニ書載スル事、尤モ意得ガタキ

者乎⁽¹¹⁾と指摘しているように、年代的な矛盾がある。また、後に触れるように、この文書を『花押かがみ』は採用していない。

ちなみに、史料集刊行百周年を記念して編纂・出版された『東京大学史料編纂所史料集』⁽¹²⁾第三章「史料編纂所の教職員」第一節「職員録」によれば、昭和十一年当時の古文書部には、史料編纂官に相田二郎、史料編纂官補に三成重敬（昭和十二年度編纂官）・松平年一、史料編纂業務嘱託に黒板勝美・荻野三七彦などの各氏の名が見える。それでは、何故に、恐らくは相田氏を編纂責任者とする彼らは、第一号・第二五二号文書に按文を付したのだろうか。

以下に例示するように、『熊谷家文書』の鎌倉・南北朝時代の文書については、後日、人の手が加えられているのが目立つ。それは、永田政純編『萩藩閥閥録』巻二十七に記されているから、享保十年（一七二五）の同書成立以前のこととなる。⁽¹³⁾

例えば、『大日本古文書』第三八号文書について、「コノ文書ノ差出書ニアル弁官、史生ノ花押ハ、コノ文書ガ案文ナルヲ以テモト無カリシモノニシテ、後人ノ加筆シタルモノニカ、ル」との按文が付されている他、『大日本古文書』に注記はないけれども、第二〇九号熊谷虎丸申状の証判は、第五三号雑訴決断所牒の「左中将源朝臣」の花押と同じであり、『大日本古文書』に「以下四人ノ花押ハ、後ノ加筆ニカ、ル」と注記のあるうちの一人である。鎌倉靈山寺合戦における軍忠を、合戦後に移動して京都の法曹官僚に提出したと考えても不思議ではないというべきであるが、雑訴決断所牒に据えられている本来の「左中将源朝臣」の花押は手掛りが得られないもの⁽¹⁴⁾、花押の形体は不審である。また、第七九号、第二二三号の証判については、注記はないが、疑うべき形体を示している。⁽¹⁵⁾

しかし、後人の手が加えられた文書が『熊谷家文書』に散見するとい

う疑点は、同文書群の全体、またはその一部に対する一般論に過ぎず、第一号文書に付した按文に対する個別的な説明になっていない。それでは、第一号文書を問題視する理由は何が考えられるであろうか。

ところで、この按文について、「史料編纂所の公的な見解」との指摘を受けたことがある。その指摘は、編纂担当者の個人的な見解であるとははいえないにしても、「公的な見解」とは認識していなかった筆者にとつては驚きであった。しかし、翻つて考えてみれば、史料編纂所の編纂となつて以上、それは個人的な見解であるはずがない。しかも、初版刊行以来、六十年以上を経過し覆刻されているにもかかわらず、何らの変更が加えられていないのであるならば、編纂所の総意とはいえないまでも、「公的な見解」との認識はやむをえないように思われる。本稿において、改めて考え直してみようとした所以である。

ただし、『東京大学史料編纂所報』第七号「探訪出張報告」山口県下「熊谷家文書」（昭和四十七年六月二七日）には、異なる見解が表明されている。すなわち、「大日本古文書の二五二号熊谷蓮生房置文、二五三号大内義隆書状はいま熊谷家に見当らなかつた。大日本古文書第一号熊谷蓮生讓状は熊谷直実の花押の存する唯一の文書であるが、大日本古文書には「コノ文書、原本ヲ檢スルニ當時ノモノニアラズ、但鎌倉時代ヲ降ラザル時ノモノナルベシ」と注されている。微妙な表現であるが、直截に言えば鎌倉時代の写と判定したのであろう。しかし原本を子細に観察した結果、紙質・墨色・筆勢とも写と断定できる材料は見出されなかつた。他に比較する材料がなく、且つ注の依り所とする観点も明らかでない今日、また原本であると断定するだけの確証があるわけではない。しかしわれわれの文書取扱いの基準でいえば、この文書ほどの水準のものは原本として扱うのが普通である」というものである。⁽¹⁶⁾これもまた「公的な見解」ではないが、異なる見解が表明されているといえるだろう。

要するに、第一号文書については、『大日本古文書』以来、問題視する意見が根強く存在しており、また赤松氏や所報報告のように、それを否定する見解も表明されているのである。

二、『大日本史料』出家条を読む―出家を伝える『吾妻鏡』の問題―

それでは、赤松氏の批判する『大日本史料』直実出家条は、どのような綱文をたて、どのような史料で構成されているのであろうか。ここでは、それらの点について確認しておくことにしたい。

直実の出家関係史料を掲載する以前に、『大日本史料』文治三年（一一八七）八月四日条は、『吾妻鏡』の次のような記事を引用し、將軍源頼朝と直実との確執を示す出来事を伝えている。⁽¹⁷⁾

四日壬申、今年於鶴岡依可被始行放生会、被宛催流鏑馬射手并的立等役、其人数、以熊谷二郎直実、可立上手的之由、被仰之処、直実含鬱憤申云、御家人者皆傍輩也、而射手者騎馬、的立役人者步行也、既似分勝劣、於如此事者、直実難從敵命者、重仰云、如此所役者、守其身器、被仰付事也、全不分勝劣、就中的立役者非下職、且新日吉社祭御幸之時、召本所衆、被立流鏑馬的畢、思其濫觴^(者九)訖猶越射手之所役也、早可勤仕者、直実遂以不能進奉之間、依其科、可被召分所領之旨、被仰下云々、

鶴岡八幡宮放生会における的立役勤仕に不満を持った直実は、遂に了承せず、その結果、所領を召し上げられる事件があつたという。この出来事自体、直接、出家に結び付くことを明示するものではない。しかし、『師守記』貞和三年（一一三四七）正月十二日条は、足利直義の三条坊門第で行なわれた射儀において、中条備前守秀長と座位を争い下座に着すべき成敗があつた二階堂美濃守行通が、面目を失うと称して直ちに出家した出来事を伝えている。⁽¹⁸⁾もとより、直実と行通の場合とを同様に扱う

には詳細さに欠けているが、行通出家の事実は、直実の憤りが出家に結び付くものであつた可能性を示しているといえるであろう。というのも、『法然上人行状画図』（以下『四十八卷伝』と称する）巻二十七は「幕下將軍をうらみ申事ありて、心をおこし、出家して蓮生と申けるか」と伝えており、⁽¹⁹⁾ここにいう恨みを的立役とその後の処置とに対する不満とすれば、二階堂行通の事例のように出家の契機になりうる可能性がある。直実出家の理由を考える上で重視しておきたいのである。

さて、直実の出家を伝える『大日本史料』第四編之四（明治三十八年）収載の建久三年十一月二十五日条は、「頼朝親ラ熊谷直実、久下直光ノ訴ヲ聴ク、直実。頼朝ノ、直光ヲ庇スルヲ疑ヒ、髮ヲ断チテ逃ル」と綱文をたて、典拠史料に『吾妻鏡』建久三年十一月二十五日条、同十二月十一日条、同二十九日条を、参考史料として『新編武藏国風土記稿』巻二百十九久下直光城跡をあげている。

『吾妻鏡』はその発端を十一月二十五日に起こつたとする。

廿五日甲午、白雲飛散、午以後屬霽、早且熊谷次郎直実与久下権守直光、於御前遂一決、是武藏国熊谷久下境相論也、（中略）仍今直実預下問者也、御成敗之処、直光定可開眉、其上者、理運文書無要、称不能左右、事未終、卷調度文書等投入御壺起座、猶不堪忿怒、於西侍自取刀除鬢、吐詞云、殿乃御侍倍登利波天、云々、則走出南門、不及婦私宅逐電、將軍家殊令驚給、或説、指西馳駕、若赴京都之方歟、則馳遣雑色等於相摸伊豆所々并宮根走湯山等、遮直実前途、可止遁世之儀之由、被仰遣于御家人及衆徒等之中云々、

この日、源頼朝の面前で、久下直光と境相論を争つた直実は、憤怒に堪えず、自ら刀で鬢を切つたのである。これに驚いた頼朝は、直実の遁世を思い止まらせるべく、相模・伊豆等に雑色を遣わしたという。そののち、同十二月十一日条は、

十一日己酉、走湯山住侶専光房進使者申云、直実事、就承御旨、則走向海道之処、企上洛之間、忽然而行逢畢、既為法体也、而其性殊異様、只称仰之趣、令抑留之条、曾不可承引、仍讚嘆出家之功德、次相構誘来于草庵、聚同法等、談浄土宗法門、漸令和順彼鬱憤之後、造一通書札、諫誣遁世逐電事、因茲於上洛者、猶予之氣出来歟者、其状案文送進云々、

とあり、東海道において、既に法体となっていた直実に忽然と行き違つた走湯山住僧専光房は、抑留しようとしたが承引しないため、出家の功德を讚嘆し、自身の草庵に誘い、同法等を集めて浄土宗の法門を談じ、それらの結果、直実は上洛を思い留まったという。同二十九日条にも「今日、走湯山専光房献歳末卷数、以其次申云、直実法師上洛事、偏就羊僧諷詞思止畢、但無左右不可還參營中、暫可隱居武州之由申之云々」との記載がある。

『吾妻鏡』は、この時、直実が「出家」したと明記してはいない。しかし、「於西侍自取刀除髻」「既為法体也」「讚嘆出家之功德」との記述により、『吾妻鏡』は、一貫して直実の建久三年の出家を想定し叙述していると考えべきである。

建久三年の出家を想定している『吾妻鏡』の記述と、建久二年の時点で既に「僧蓮生」であったとする「讓状」とが矛盾することは明らかである。この矛盾を問題視したのが赤松氏であるが、熊谷市史編纂委員会編『熊谷市史』、埼玉県立図書館編『熊谷蓮生坊文書』、河合正治氏「武士の生活と鎌倉仏教」などの先行研究は、必ずしも矛盾を明示せずにおおよそ『吾妻鏡』に基づいて論じている。福田行慈氏は「熊谷直実の吉水入門をめぐる」において、赤松説を引用・検討しながらも、「この「直実讓状」は『大日本古文書』では、鎌倉時代を降らない偽文書として扱われている。(中略)『大日本古文書』の校訂者の説に従い、『吾

妻鏡』の記載」に信を置き論を進め、また「吉水入門後の熊谷直実について」においては、「九巻伝」・「四十八巻伝」と『吾妻鏡』のいずれが正しいかは一概に判断しがたい。「日時はともかく、武蔵国で往生を遂げた可能性は大きいのではなからうか」と論調を一步進められているが、⁽²²⁾検討は後日に委ねられている。

このような研究状況のなかで、「讓状」と『吾妻鏡』とが示す矛盾を止揚し赤松説の対論となつたのが、この時の「出家」を二重出家としての遁世であると理解する説である。

桜井好朗氏は「しかしこの裁判を機に直実は「出家」したのでなく、「遁世」したのだと解すれば、『吾妻鏡』の記述は、「自取刀除髻」を別にすると、一応うなずけるのではないかと述べられ、樋口州男氏もこの考えを支持されている。⁽²³⁾筆者も、かつて、中世社会における二重出家としての遁世に言及したことがある。⁽²⁴⁾既に出家していた法名蓮生が、この時に二重出家としての遁世を行なつたというのは、確かに整合性を持ち、あり得る想定ではある。

果たして法体の武士が頼朝の面前において刀を隠し持っていたかどうかについては、『一遍聖絵』巻九に記された丹波国の山内入道の事例が参考になる。善光寺如来の靈告によつて一遍に付き従っていた山内入道が猿朝・弓・手鉾・刀を隠し持っていたことに対して「いかに入道ハ兵具を身にしたかふましきよし申ながら、又もつそ、(中略)四寸ハかりなる刀をもちたるをは、なとかくすそ、不当の入道かな」と述べて、その不当なることを教誡している。⁽²⁵⁾だから、入道した武士が刀を持っていたことは不思議ではない。また、境相論に関する久下直光との裁判についても、『吾妻鏡』正治元年(一一九九)四月一日条に「熊谷与久下境相論事対決之日、直実於西侍除髻之後、永被停止御所中之儀、以善信家為其所、今又被新造別郭云々」とも記されているから、將軍御前対決

の事例として著名なこの裁判にかかわるいざござがあり、憤った蓮生がその場から逐電したとすることは想像してもよい。

しかし、「自取刀除髪」(「直実於西侍除鬚髪」を含む)を別にすることができようか。それまで俗体であった直実が、ここではじめて在俗の象徴である髪を切ったという場面構成は極めて重要であり、俗人直実がすでに出家の恰好をしていたことを意味する「既為法体也」と対になる表現と考えるべきであろう。もし、そのような対応関係を認めることが可能とすれば、「自取刀除髪」を別にした「既為法体也」との表現はどう理解したら良いのであろうか。二重出家を前提とすると、この場合、直実の第一の出家は法体ではなかったことになる。

このように疑問を持つのは、『吾妻鏡』が、その建久三年以前の条において、一貫して俗人「直実」という呼称を使用している事実である。それは何よりも、『吾妻鏡』は、二重出家ではなく、俗人からの出家であったと認識していたことを意味するであろう。

法体ではない「僧」、俗名を称される「僧」は、果たして存在したものであろうか。『吾妻鏡』の伝える場面が二重出家としての遁世であったことを証明するためには、上述の存在を明らかにし、しかも直実が紛れもなくそのような存在であったことを証明することが求められるように思われるのである。すなわち、『吾妻鏡』と「讓状」とが示す矛盾を止揚しようとした二重出家説も成り立ちがたいのである。

『熊谷家文書』第三一号元徳三年三月五日熊谷直勝讓状に「同上人御自筆正教之御書、又蓮性自筆判形之状置文以下日記、同相副所奉渡也、委細在口伝」と記されているから、鎌倉末期に「讓状」が存在していたことは確実である。『大日本史料』の出家条、そして次に見るように、その卒伝条が既に刊行されていた『大日本古文书 熊谷家文書』の編纂者は、「讓状」の「地頭僧蓮生」との記述と、建久三年十一月二十五日

をもって出家したとする『吾妻鏡』の記載との矛盾に気がついており、それが「讓状」を正文と考えずに「当時ノモノニアラズ、但、鎌倉時代ヲ降ラザル時ノモノナルベシ」との按文を付した一つの理由だったのではなからうか。

『吾妻鏡』と「讓状」とが伝える出家に関する矛盾は依然として矛盾のままである。

三、『大日本史料』卒伝条を読む―往生を伝える『吾妻鏡』の問題

次に、その卒伝に関する史料について考えよう。それは、『大日本史料』第四編之十(明治四十三年) 収載承元二年九月十四日条に掲載されている。⁽²⁷⁾

先に紹介した『東京大学史料編纂所史料集』所収「職員録」によれば、明治四十二年(一九〇九)度の第四編担当には、史料編纂官和田英松、史料編纂官補八代国治・阪本広太郎、同四四年度に史料編纂官和田、史料編纂官補八代・阪本、史料編纂補助嘱託田中敏治、史料編纂掛雇瀧宮新六などの各氏の名が見える。⁽²⁸⁾この頃の『大日本史料』第四編は、和田氏を編纂責任者として彼らが担当していたものであろう。

さて、直実の卒伝条は、「熊谷直実、京都黒谷ニ卒ス」との網文のもとに、『吾妻鏡』承元二年九月三日・十月二十一日条を筆頭に多種多様な史料で構成されている。関係史料は、おおよそ網文に対して信憑性・関係性が高いと判断した順序で掲載されていると考えられる。逆にいえば、後に引用して検討する『吾妻鏡』承元二年九月三日・十月二十一日条の記述に基いて網文が作成されている、といえるであろう。しかし、直実の死没の年月日と場所、享年については、実は掲載史料の中で一定していないのである。いま、それらの点に限って関係部分を引用し、若干の説明を付して列挙すれば、以下のようである。⁽²⁹⁾

『高野春秋』七（謄写本架番号 2015-576 原蔵者金剛峯寺、一八八六年複本作成）

「承元々丁卯年二月日、熊谷入道蓮性辞新別所之社友、帰黒谷、是依遠聞法然上人配流之事、蓮性住山社友之内、始終十四年而辭退、法然上人流罪之時、出新別所」

道卒新黒谷、終不帰山而救于古谷也、没年月と場所は「吾妻鏡」と同説である。懐英編『高野春秋編年輯録』は元禄七年（二六九四）から享保四年（二七一九）にかけて成
立した（『国書総目録』第三卷二二三頁）。

『諸家系図纂』十一上（謄写本架番号 2075-1201 原蔵者内閣記録課、一九二五年複本作成）

「永治元年生、承元二年九月十四日於洛東黒谷入滅、六十八歳、」
永治元年（一一四一）誕生、承元二年（一一〇八）入滅は六十八歳となる。徳川光圀・丸山可澄等編『諸家系図纂』全三十巻は元禄五年（一六九二）の序をもつ（『国書総目録』第四巻四五頁）。

『系図纂要』五十（謄写本架番号 2075-1200 原蔵者内閣記録課、一九二四年複本作成）

「建久四年出家、法名蓮生、承久三年九月四日入滅于熊谷、十八」
承久三年（一一二二）に八十歳で入滅することは、直実子息の没年（『諸家系図纂』）と直実生年からの推算と思われるが、日付を四日とし場所を熊谷としていることは異説である。

『諸氏家牒』中（謄写本架番号 2075-912 原蔵者鈴木真年、一八八六年複本作成）

「承元元年九月十四日寂於黒谷、六十八才、母同、保延四戊午生、又家伝辛酉年生云々、然者永治元年辛酉歟、承元二年死時六十七才也、死日予指期云々、」

没年の承元元年是異説、保延四年（一一三八）生まれならば享年七

十歳となる。家伝の永治元年（一一四一）生まれならば、承元元年六十七歳、同二年六十八歳となる。

以上のように、『吾妻鏡』の次に掲載されている書目は十七世紀末以降に成立した系図類であり、それらの間では特に享年に混乱が見られる。一方、その最後に掲載されている『法然上人行状画図』（四十八巻伝）巻二十七は、『吾妻鏡』とは同時代の成立でありながら、伝えるところは大いに異なっている。

出家の事情は前述したから省略するが、年齢を「于時元久元年五月十三日午時に、偈の文を結びて、蓮生いま願をおこす、熊谷の入道年は六十七なり」と元久元年（一一〇四）において六十七歳であったといい、往生の様子を、

建永元年八月に、蓮生は明年二月八日、往生すへし、申す所若し不審あらん人は、来て見へき由、武蔵国村岡の市に札を立させにけり、伝え聞く輩、遠近を分たす熊谷か宿所へ群集する事、幾千万といふ事知らず、（中略）今日の往生は延引せり、来る九月四日、必ず本意を遂くへし、その日来臨あるへしと申しければ、群集の輩嘲りをなして帰りぬ、（中略）八月の末に聊か悩む事ありけるか、九月一日、空に音楽を聞きて後、更に苦痛なく、身心安楽なり、四日の後夜に沐浴して、漸く臨終の用意を為す、諸人、又群集する事、盛りなる市の如し、既に巳刻に至るに、上人、弥陀来迎の三尊、化仏菩薩の形像を一鋪に図絵せられて、秘蔵し給ひけるを、蓮生、洛陽より武州へ下りける時、給はりたりけるを懸け奉りて、端坐合掌し、高声念仏熾盛にして、念仏と共に息止まる時、口より光を放つ、長さ五、六寸はかりなり、紫雲靉靄として、音楽髣髴たり、異香芬郁し、大地震動す、奇瑞連綿として、五日の卯時に至る、

と伝え、死没年月日を承元元年九月四日、その場所を武蔵国熊谷とする。

享年は七十歳となる。既に早く『田光大師行状画図翼賛』卷二十七が「按スルニ、此ノ説、日ライヒ、処ヲサスコト、此ノ文及九卷伝、系図等ニ違ス、両説ノ事跡ヲ載タル其文体・義意分明ニシテ、更ニ是非シガタシ」と記しているように、⁽³¹⁾出家の事情・死没年月日・享年・場所に関して全く異なる伝を伝えていることに注目しておきたい。

さて、『大日本史料』は、この後に参考史料として十三種の書目を掲げている。その中で、死没の年月日と場所について言及している書目について、同様に列挙しておく。⁽³²⁾

『紀伊続風土記』高野山部三十八入道蓮生伝（贈写本架番号204166-5 原蔵者内務省地理局地誌課、一八八七年複本作成）

「承元二年戊辰二月、聞法然之貶坐、辞社友還京師、其年九月寂于黒谷云、<sup>新別所
由来記</sup>

仁井田好古著『紀伊続風土記』は天保十年（一八三九）の成立（『国書総目録』第三卷三七九頁。明治四十三・四年刊行）。

『扶桑名画伝』卅一庶士（贈写本架番号2000-53 原蔵者博物館（東京府）、一八八五年複本作成）。

吾妻鏡・北条系図・浅羽本北条系図・姓氏分脈・源平盛衰記・為盛発心集・法然上人行状絵図・花押藪・画工便覧・扶桑名公画譜・皇朝名画拾彙を引用した上で、

「按ふに、直実没年并に年齢ともまぢまぢにて一定せず、諸書を併せ考ふるに、承元二年九月十四日、六十八歳にて没すといへるそ正しかるへき、（中略）また直実入滅の地も、山州黒谷、或ハ武州村岡辺の様にも見ゆれと、黒谷のかた是なるへし」

堀直格著『扶桑名画伝』は嘉永七年（一八五四）の自序をもつ。宮内庁書陵部に原本六十六冊、東京大学に二冊、史料編纂所に一冊、活字本に『史料大観』がある（『国書総目録』第七卷八七頁）。

『画工便覧』三

「承元二年九月十四日於洛下黒谷卒、年八十三歳」

新井白石著『画工便覧』は寛文十二年（一六七二）の成立。東京大学に三種の写本、活字本に『日本画談大観』『日本画論大観』中がある（『国書総目録』第三卷一〇四頁）。

『雍州府志』十熊谷直実塔

「蓮生予識死期、自鎌倉来斯寺而逝去」^{（金戒光朝寺）}

黒川道祐著『雍州府志』十卷は貞享元年（二六八四）の序をもつ。

史料編纂所に写本のほか、貞享三年版本を所蔵する（104162-31『国書総目録』第七卷八八二頁）。

『京都府寺誌稿』四金戒光明寺 陵墓 同熊谷直実髮塔・平敦盛影塔（贈写本架番号2015641 原蔵者京都府庁）。

「共二五輪塔、高六尺許、勢至堂前ノ地ニ南北対面ニ樹立ス、石面苔蝕文字判然ナラス、寺僧ノ云フ所ニ扱レハ、其北面ノモノ、熊谷入道蓮生法師建永二年丁卯九月四日、（中略）法師ハ後子武蔵ニ帰リテ寂ス、此塔ハ其髪ヲ納ムル所ナリト」

『新編武蔵風土記稿』二百二十 大里郡一 忍領熊谷町 熊谷寺

「直実発心ノ後、元久二年ニ帰来リ、カノ城蹟ニワツカノ草庵ヲ結ヒテ蓮生庵ト号ス、（中略）同子孫へ残シ置自筆状、（中略）蓮生墓 五輪ノ塔ナリ、文字ハ見エス、側ニ坂東阿弥陀仏蓮生法師廟拜所、承元元丁卯九月四日ト彫タル青石ノ碑ヲ立、按ニ、直実カ卒セシハ、承元二年九月十四日ト云、丁卯ハ元年也、日モタカヘリ、疑フヘシ」

間宮士信等編『新編武蔵風土記稿』二六五卷付録一卷は文化七年（二八一〇）から文政一一年（二八二八）の成立。史料編纂所に草稿残編九冊が所蔵（4141349）。『大日本地誌大系』（雄山閣）所

収等の刊本がある(『国書総目録』第四卷七七頁)。

以上が、『大日本史料』卒伝条に掲げられた全史料のうち、死没年月日と場所とを伝えるものの概要である。赤松氏の批判を検証するため、煩を厭わず成立年と史料編纂所における複製作成年・架番号を記載した。収載史料のうちには、天正十一年(一五八三)や室町時代の写本があるという『為盛発心集』、大永四年の跋を記す京都真正極楽寺所蔵の重要文化財『真如堂縁起』などの中世に遡る書目もあるが、それらには死没年月日等に触れるところがない。各種史料の成立は、石田拓也氏が指摘されているように『吾妻鏡』と『四十八巻伝』とが古く、この両者を淵源として江戸時代に成立したものが多⁽³³⁾い。

それらの中に「寺僧ノ云フ所ニ拠レハ、其北面ノモノ、熊谷入道蓮生法師建永二年丁卯九月四日、(中略)法師ハ後チ武蔵ニ帰リテ寂ス」との伝承や「側二坂東阿弥陀仏蓮生法師廟拜所、承元元丁卯九月四日ト彫タル青石ノ碑ヲ立」と刻された石碑があったことは、異説として注目されるが、しかし、「承元二年九月十四日、六十八歳にて没すといへる所正しかるへき、(中略)また直実入滅の地も、山州黒谷、或ハ武州村岡辺の様にも見ゆれと、黒谷のかた是なるへし、発心集に承元々年としたるも非なり」、「日モタカヘリ、疑フヘシ」などと否定されている。収載史料のほかには、文化九年(一一八二)に堀田正敦等が編纂した『寛政重修諸家譜』巻五一「平氏維将流に「建久三年十一月二十五日、直実入下権守直光と所領の境相論の事により、頼朝の前に二人をめし決せらるの処、直実しばく不審を蒙り、下問あるを憤り、西侍にをいてみづから刀を取て髪をはらひ、南門をはしりいでて家にかへらずして逐電す、頼朝直実が通世をとめむと、雑色をして追しむれどもをよばず、のち僧源空が弟子となり、京師黒谷に住す、承元二年九月十四日東山の麓にをいて寂す、年六十六、法名蓮生³⁴⁾」と記載されており、『吾妻鏡』に基

いて形成されていることが明瞭である。

さて、以上の『大日本史料』には『熊谷家文書』や『清凉寺文書』は掲載されていない。赤松氏が批判しているように、『大日本史料』はそれらを無視したのであろうか。

史料編纂所は、史料の研究と史料集編纂のための史料採訪を現在も継続して行っているが、『大日本史料』編纂当時、直実に関して、どのような史料が集められ、編纂の材料となっていたのであろうか。いま、『東京大学史料編纂所蔵史料目録データベース』によって「熊谷直実」や「蓮生」を検索してみると、次のような史料を架蔵していることがわかる。

『熊谷文書』三冊二六二点(架番号 307177-11 東京市芝区高輪南

町公爵毛利元昭氏邸内熊谷頼三氏原蔵、一九二四年影写)

『蓮生「熊谷直実」画像』(架番号呂 184 金戒光明寺原蔵)

『熊谷伝』(架番号 2024-93 水戸市常盤町彰考館文庫原蔵、一八八

五年謄写)

『伝熊谷蓮生書状(後半一紙ノミ)』(架番号 台紙付写真567-6988

京都府葛野郡嵯峨村清凉寺所蔵、一九二四年撮影)

『伝熊谷蓮生直讓状』(架番号 台紙付写真759-11311 山口県熊谷四

朗氏所蔵、一九三七年撮影)

『熊谷文書』(架番号 617177-23 山口県萩市熊谷正雄氏原蔵、一

九七二年撮影)

『清凉寺文書』(架番号 617162-174 京都市清凉寺所蔵、一九六五

年撮影)

以上のように、影写本・台紙付写真・写真帳はいずれも『大日本史料』第四編之四、同十の刊行以降の採訪である。したがって、赤松氏のいう「無視」という表現は必ずしも当たらないのである。なお、昭和十二年

七月九日と同日付で撮影された「熊谷直国自筆書状」(架番号台紙付写真 759.1130)が「自筆」、「伝熊谷蓮生直讓状」が「伝」と扱いが明白に分かれている点について断わっておくと、接写撮影が容易ではなかった時代において、全くの偽文書であれば撮影してはいはずであるから、何らかの参考になると判断したからこそ標本撮影したと考えるべきであろう。

上述したように、直実の往生について、『大日本史料』当該条は、冒頭に『吾妻鏡』承元二年(一一〇八)九月三日・十月二十一日条を次のように引用している(A)。(C)の記号は引用者が付す。

九月三日、庚子、陰、熊谷小次郎直家上洛、是父入道来十四日於東山麓可執終之由、示下之間、為見訪之云々、進発之後、此事披露于御所中、珍事之由有其沙汰、而広元朝臣云、兼知死期非權化者雖似有疑、彼入道遁世塵之後、欣求浄土所願堅固、積念仏修行薰修、仰而可信歟云々、

十月廿一日、丁亥、(A)東平太重胤^{号東}、遂先途、自京都帰参、即被召御所、申洛中事等、(B)先熊谷二郎直実入道、以九月十四日未剋、可為終焉之期由相触之間、至当日結縁道俗、圍繞彼東山草菴、時剋著衣袈裟、昇礼盤端座合掌、唱高声念仏執終、兼聊無病気云々、

同年閏四月二十七日に上洛した(A)東重胤が、九月十四日の直実入道臨終の様子を、翌十月二十一日に告げている。臨終に関する記述は、出家に関する記述と比較すると破綻は少ないように思われる。特に、九月三日条に、見訪うために上洛する子息直家が登場していることは、後述するように何らかの理由があることのように思われる。また、『四十卷八卷伝』卷四十二に見える法然の遺骸を警護した武士の一人「千葉の六郎大夫法阿」は、重胤の父頼胤であるから、いかにも相応しいとも思われる。⁽³⁶⁾

ところで、十月二十一日に(A)東重胤が伝えた出来事は、この直実入道臨終のほかに、もう一つあった。それは次のような事件である。

(C)次去月廿七日夜半、朱雀門焼亡、常陸介朝俊^{朝隆卿末孫、取松明昇門取鳩子、馬相摸違者}、取松明昇門取鳩子、歸去之間、件火成此災、凡近年天子上皇悉令好鳩給、長房・保教等本自養鳩、得時兮殊奔走云々、依彼門焼亡、去五日射場始延引云々、

という九月二十七日に起こった朱雀門焼亡記事である。

『吾妻鏡』編纂材料の一つに『明月記』があったことを指摘された八代国治氏によれば、この朱雀門焼亡記事(C)の出典は、『明月記』承元二年九月廿八日条であるという。⁽³⁷⁾『明月記』当該条は、次のように自筆で記されている。⁽³⁸⁾

廿七日、天晴、夜半許、西方有火、望之、焼甚細高、朱雀門焼亡云々、末代滅亡、慟哭而有余、依所旁久籠居不出門、

廿八日、伝聞、常陸介朝俊^{生于朝隆卿末孫、只以鳥馬相摸為芸、殊近臣也}、取松明昇門取鳩、歸去之間、件火成此災、近年天子上皇皆好鳩給、長房卿・保教等本自養鳩、得時而馳走、登旧塔鐘樓求取鳩、此事遂以滅社稷、嗟乎悲哉、藤原定家も伝え聞いたというのであるから、重胤の伝聞と同じニュー

スソースの可能性は想定できよう。⁽³⁹⁾しかし、朝俊のプロフィールまでと同じニューソースからの枝分かれとは考え難い。全くの同文ではないが、語彙や表現の類似性を重視すれば、八代氏・益田宗氏が指摘する⁽⁴⁰⁾ように、『明月記』を材料として作成されたと考えてよいのではあるまいか。もし、この考えが認められるならば、十月二十一日条の(A)東重胤が伝えたという状況には全く必然性がなく、すなわち(B)を含めて、同日の内容は事実を伝えていると考えなくともよいはずである。

ただし、次のように考えることも可能である。同日条は、(A)東重胤が、(B)九月十四日未剋に往生を遂げた出来事、(C)朱雀門焼亡の

出来事、を鎌倉に伝えたという構成になっている。このうち、(C)は『明月記』に基づくものであるから、(C)は(A)という出来事を否定するが、しかし、(C)の事実そのものは否定しない。したがって、その典拠が不明である(B)は、(A)によって鎌倉に齎されたと認める必要はないが、しかし、(B)が事実でないとは否定することはできない。要するに『吾妻鏡』の直実死没記事は単純に受け入れることはできないが、しかし、それを否定することもできない。否定するためには別の要素が必要となるだろう。

一方、直実の往生について『吾妻鏡』とは異なる記事を伝える『四十八巻伝』巻二十七は、次の構成になっている。いま、三田全信氏「法然上人伝の成立史的研究序説」等の成果に導かれて、各段詞書の対応関係を示すと以下のようになる。

第一段

直実の法然への帰依

九条兼実邸の出来事

第二段

直実の上品上生発願文

直実自筆の夢記

第三段

直実の関東下向と関東における行状

誠める法然の書状

第四段

直実往生に関する九条兼実の書状

直実往生に関する法然の書状

第五段

直実の往生の様子

『九巻伝』

巻二十七の構成は、『四十八巻伝』の草稿ともされる『九巻伝』(『法然上人伝記』)のほか、清涼寺所蔵の自筆文書などの確かな原本類に基いて成立している、といえる。したがって、蓮生に関する伝記記載のうち、少なくともその一部は事実を伝えていると判断すべきであり、その死没についても、『九巻伝』、もしくは同伝が依拠した史料が存在したと考えるべきである。すなわち、その出典が不明なものと明らかなものの編纂物のうちから、二者択一をするならば、一般論としては出典が明らかな編纂物を採るであろう。『吾妻鏡』よりも『四十八巻伝』に信を置く由縁である。

その一方、『九巻伝』は正和元年(一一三二)頃の成立とされるが、『中世末から近世を遡る時代』⁽⁴³⁾以前の写本が伝わらず、それを草稿とする『四十八巻伝』の記述は、必ずしも信頼を保証するものにはならないとする論の成立する余地もあり、また一説に『九巻伝』は『四十八巻伝』を抜粋したとの考えもある。⁽⁴⁵⁾

しかし、その系統のいずれもが江戸時代以降に成立した、いわば中世においては孤立した史料というべき『吾妻鏡』に対して、『四十八巻伝』が伝える内容と同系統の史料は同時代や中世において確かに存在している。問題は場所と年月日である。

『迎接曼荼羅由来』⁽⁴⁶⁾は、鎌倉時代後期の成立とされているものであるが、その記事には「やかて、九月の五日夜、上人の御ゆめに、(中略)いんせうし給と御らんせられて、そのやうをくわしく上人御しひつにゑにあそはされて、これを本そんとして、いよく念仏申へしとて、くまかいの入道のもとへおくらる、入道いよくた事をわすれて、一かうに念仏す、その、ち五年をへてのち、九月五日、このまんだらのきしきに

すこしもたかわすに、(中略)いきと念仏と、もにこときれぬ」と、蓮生が上品往生したという夢を法然が見た五年後の九月五日に、蓮生その人が往生したことを伝えていゝる。しかも、法然の夢の中の記述とはいゝ、「くまかいの入道のいゝ」⁽⁴⁷⁾「いゝのうへ、か、り」などの表現は、京都ではなく本貫の地における往生を示していると解釈すべきであろう。

『清涼寺文書』の源空書状は「武蔵国熊谷入道」に宛てて出され、上洛を促す記事が見えること、また、『真如堂縁起』所収建永二年(一二〇七)正月朔日源空書状には「ハルカノ程ワザトヒトヲ上セ給ヒ候、(中略)京ト国ト程トホク候」と記されていることは、『鎌倉遺文』一六六三号)、蓮生最晩年の地が武蔵国であったことを物語っていると理解すべきである。

『光明寺絵縁起』は、諸系図類に先立つ十七世紀中葉の成立とされているものである。同書第十六段には「蓮生、恩賜の像を頸にかけ、程なく鎌倉に下着す、大樹、老後の見参思召よらす、と殊に御感に預り、武州へ下り、兎角する間に、光陰移りて、承元元年^{甲午}に成ぬれば、(中略)蓮生、来ル九月初四日に往生すへきよし、仏の告を蒙りければ、蓮生、此初四日に往生を遂る也、不審に思はん人は来てみるへし、と武蔵国村岡の市に高札を立侍り、伝聞輩、遠近をわかす群集す、蓮生、未明に沐浴し袈裟衣を着、上人の給ハリし来迎の像前に、端座合掌し念仏熾盛にして、称名の声と共に息と、まりぬ」と記されているが、「初四日」の「初」字は二箇所とも書き直した痕跡があり、十四日か四日かは江戸時代以降において問題とされ、結果的に四日を採用したことを示している。⁽⁴⁷⁾

九条兼実は承元元年(一二〇七)四月五日に死没しているから、『四十八巻伝』巻二十七が伝える「熊谷の入道、往生をとけすといへども、不思議の奇瑞等一にあらざるよし、天下にあまねくかたらひうたふ事」などに関する法然への問い合わせの四月一日付兼実書状は、承元二年で

はありえない。承元元年二月八日の往生の延期と関係があるう。先に『吾妻鏡』の記述に息子が上洛したことについては意味があったであろうと指摘したが、それはこの兼実書状に「その子息の会釈又以珍重」と記載されていることに対応するものと判断したからである。

以上のように、決定的な証拠はなく論証に未熟部分があるとの批判を甘受しなければならぬにしても、いわゆる「建永(承元)の法難」との関係で意図的であったかどうかはともかく、『吾妻鏡』には時期を一年間違えた、いわゆる切り張りの間違いがあったのではなからうか。⁽⁴⁸⁾とするならば、『吾妻鏡』の伝える蓮生死没の様子、及び『吾妻鏡』を主たる典拠とする『大日本史料』卒伝条については、信頼性に欠けることになる。そこで、改めて『吾妻鏡』の伝える出家に関して検討することにしよう。

四、讓状追筆「さねいゝ」は誰が執筆したか―直実の筆跡―

前述したように、赤松氏は「讓状」に据えられた花押が「夢記」の花押と一致することにより、「讓状」が正しい文書であることは確実であると述べられている。では、何故、花押が「一致することにより」「正しい文書」といえるのであろうか。ここではその理由を考えておこう。

直実の花押は、「熊谷二郎 法名蓮生/直貞男 武蔵国御家人/建久三年十一月二十五日出家/承元二年九月十四日死六十八歳」との略伝を付して、「花押かがみ」二鎌倉時代一の一六一三号に掲載されている。それは次のような花押である。【図2】

(一) 『熊谷文書』建久元年参月一日僧蓮生熊谷讓状 直実

地頭僧蓮生(花押) 一〇五十歳

(二) 『清涼寺文書』元久三年十月二日蓮生熊谷夢記 直実

蓮生(花押) 一〇六十歳

1613 熊谷直実

熊谷二郎 法名蓮生

直貞男 武蔵国御家人

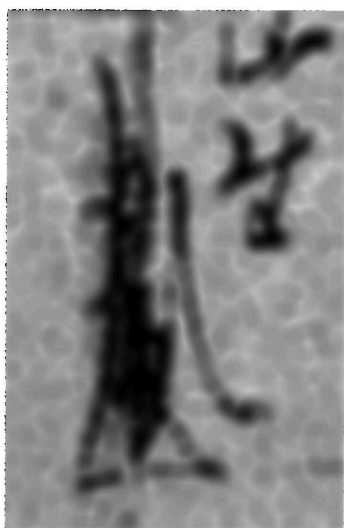
建久三年十一月二十五日出家

承元二年九月十四日死六十八歳



(一)『熊谷文書』〇山口

建久貳年參月一日僧蓮生直実讓狀
地頭僧蓮生(花押)〇五十



(二)『清凉寺文書』都〇京

元久三年十月二日蓮生熊谷直実夢記

蓮生

(花押)〇六十

図2 『花押かがみ』二鎌倉時代— 1613号熊谷直実

いま、改めて所見を述べれば、(一)の「地頭僧蓮生」という文字は、本文と同筆であろうから後筆とは考えがたく、したがって、その下の花押を意図的な後補と見る必要はない。唯一比較の対象となるのが(二)であるが、両者を比較すると、形体・運筆・筆勢等について、敢えて異を唱うべき点は見当たらない。それが、『花押かがみ』が両者のみを掲載した理由であろう。『熊谷家文書』の建久六年置文は、もし信頼に足るものであれば、現存する最後の花押であるから、たとえ原本が不明でも影写本によって掲載したであろうと思われるが、採用されていないのは、問題があると判断したものと想像される。逆にいえば、掲載された花押は問題がないことになる。

なお、冒頭に触れたように、「花押かがみ」のこの部分には矛盾が存在している。それは、(一)の文書を掲載しながら、略伝に建久三年の出家を記していることである。いわば、『吾妻鏡』と「讓狀」との矛盾を体現したものとすべきであり、或いは、その矛盾を承知していたとも考えられるが、しかし、正しい花押を掲載している以上、略伝の出家年月日については明らかに矛盾していることになる。

先に紹介した『熊谷家文書』のうちの若干の文書が示しているように、一般的に問題がない文書であっても、そこに据えられている花押は後補の可能性もあるから、問題がないとはいえない。しかし、その形体・運筆・筆勢・位置などについて疑う余地のない花押が据えられている文書は問題がないといえる。つまり、「讓狀」に据えられた花押は問題がないから、赤松氏が指摘し「花押かがみ」が掲載しているように、「地頭僧蓮生(花押)」との位置書が据えられた「讓狀」は正しい文書と考えるべきである。したがって、建久二年の段階で、直実が出家していたことは確定し、建久三年の出家を伝える『吾妻鏡』の記述こそが問題であるとの結論が導き出せるのである。

果たして、この結論は他の方法によって証明できるであろうか。

では、「夢記」に据えられた花押が問題なく、また「誓願状」「夢記」が直実の自筆であるとする根拠は何であろうか。実は、赤松氏は、自筆であることを証明していないのである。⁴⁹氏にとっては自明のものであったとしても、より説得的であるためには、自筆であることの証明は積極的に行っておく必要がある。というのも、自筆説に対して、あるいは根底から覆すかも知れない見解が提出されているからである。

すなわち、斎木一馬氏は、『清涼寺文書』の源空書状・証空書状に関して、①赤松論文を先駆的論文と評価しながらも、赤松氏以下の先行論文の読解について誤りを訂正し、②証空書状が、『拾遺語灯録』『四十八巻伝』において、その冒頭二十字が削除され源空書状として収載された理由を推定し、削除された二十字の意味を解釈して、そのことにより、『真如堂縁起』所載源空書状や『四十八巻伝』所伝を無稽でないとし、③「興善寺発見の源空自筆書状と本書状とを比較してみると、両者の筆蹟が完全に一致することには疑いが無い」、「興善寺発見の証空自筆書状および誓願寺所蔵の証空自筆書状等と比較して見ると、筆蹟はまさしく一致し、証空の自筆であることは間違いないと思われる」が、しかし、「草・案若しくは写であろうということになり、しかも写である場合の可能性が最も大きいように考えざるを得なくなった」、「そしてそのことは、この証空書状についても同じである」と、源空書状・証空書状が写であろうことを指摘されているのである。⁵⁰ただし、「誓願状」「夢記」に關しては触れていない。

『清涼寺文書』の源空書状・証空書状は、草案もしくは写の可能性はある。したがって、「誓願状」「夢記」も写の可能性は考えられるが、仮にそうであっても、源空書状・証空書状には確実な原本が存在していたように、「誓願状」「夢記」も確実な原本が存在していたはずであるから

問題はない、といえる。ただし、自筆の証明はなお必要である。

ところで、一般的に、なぜ自筆、あるいは右筆と判断できるのであるか。いま問われているのは、その判断を共有化する方法である。

まず考えられるのは、疑いのない文書で「自筆をもって記す」、あるいは「右筆をもって記す」などと記されている場合、また、特に武家文書のうちで、署判が一筆で続けて書かれている場合などは、自筆や署判者の筆跡と判断できるであろう。本文と花押の墨色が同じである場合もその可能性があるが、しかし、一見しただけでは同墨であるとはいえず、また、仮に同じ墨・同じ筆の使用が証明されても、例えば現代の芳名録・記名帳など、同じ墨・同じ筆が使用されながら各自が執筆しているように、他人が執筆する場合も想定できるから、必ずしも自筆の証明にはならない。

それでは、以上のような自筆と判断できる証拠がない場合は、どうであろうか。その場合には、特に筆跡の比較、同筆と判断する根拠の説明が求められるであろう。

そこで、いま一度、蓮生の自筆とされている筆跡を比較してみよう。対象となるのは、二尊院所蔵『七箇条制誡』と奈良興善寺所蔵「阿弥陀仏像胎内文書」である。⁵¹

【図3】の右上にある四角の囲みは、『七箇条制誡』の連署の一部分である。「僧綽空」は若い頃の親鸞の署名であるが、一人おいた「蓮生」が直実であることは、『二尊院縁起』第四段に「去元久元年十一月七日、念仏の門にをきて、上人七箇条の起請を制せられける、右の条々停止せらる、趣は、或奉破真言止観誘余仏菩薩事、或於念仏門号無戒行專勤姪酒食肉事等也、かの正文自筆判形等別紙にある間一二にあたはず、仍其旨を門葉にしめさる、時、当院第二世信空をはしめとして、西山上人等以上百八十九人起請に同せらる、旨、上人の御前にしてをの自筆に

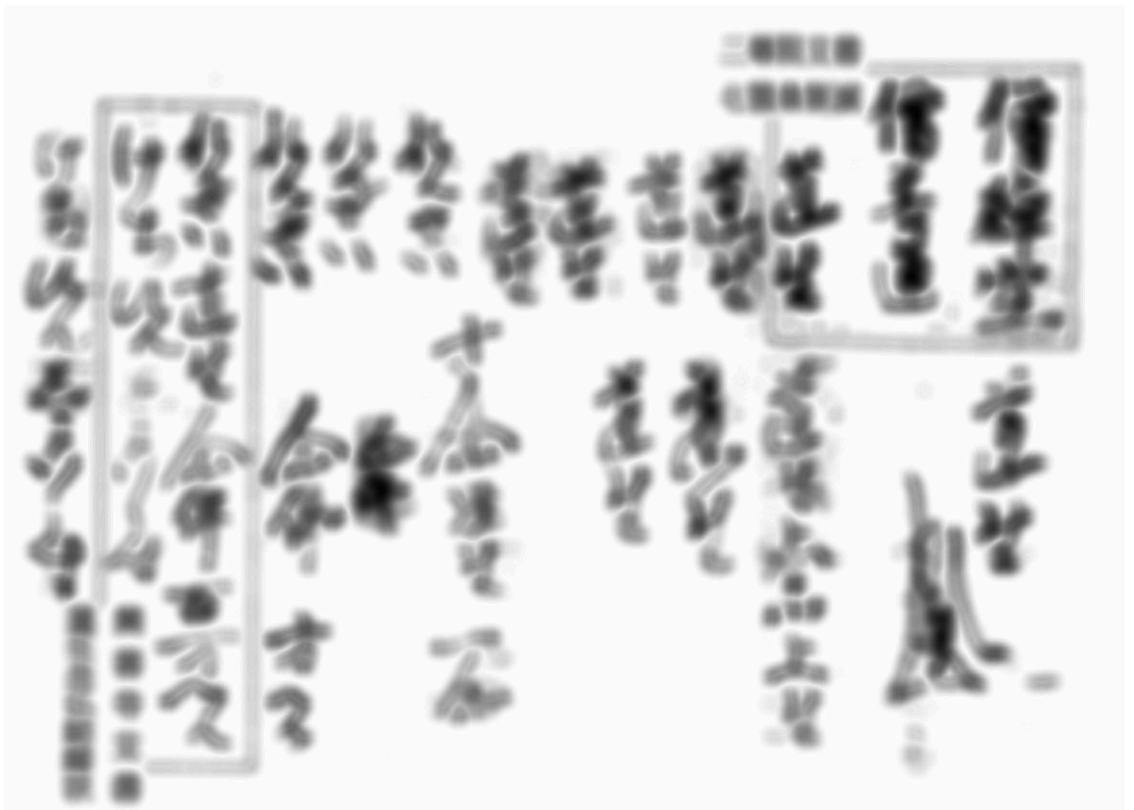


図3 熊谷直実の筆跡比較（「誓願状」「夢記」と「七箇条制誡」「蓮生念仏結縁状」）

名をか、れけり、熊谷二郎直実も九十人めにいてて法名を蓮生とそ書ける」と記されているほか、両者に共通する文字「蓮生」の比較によっても確かめられる（図3）。「蓮」字のうち「車」部分を連続した三点と一本の縦棒で「斗」字のように表現する点、之繞を縦から横へ連続した線で表現する点、また、「生」字については、起筆を大きくはつきり示し、縦・横をループで繋げるといふ共通項がある。それらは極めて良く似ているといえるだろう。

【図3】の左側の長方形の囲みは、『興善寺文書』中の「蓮生念仏結縁状」全ての文字である。この「蓮生念仏結縁状」の「蓮生」が直実であることを証明するものは、その名前と筆跡だけである。「念佛」の「念」字の起筆を大きく右に張り出し「人」字のように表現する点、「マ」字を横棒二本、「心」字を連続した三点で表現している点、「生」「れんせい」「へん」や、「万」と「方」字などの類似は、同一の筆跡と判断して良いだろう。また長方形の囲みの左側は、結縁状に記された「けちえんしまいらする」に対応する字を「夢記」から拾い集めて並べたものであるが、字形はもちろんのこと、無理な続き具合ではないといえるだろう。胎内文書という性格は写を作成する必然性がないし、その機会もないはずであるから、作為性を認める必要は全く存在しない。両者の酷似から直実自筆と認めて良いであろう。

以上に述べた直実の花押と筆跡についての事例を一般化すると、自筆で書かれた史料に据えられた花押は当然自筆とみるべきであり、自筆の署判と同じと判断すべき花押は疑うべき根拠がなく、疑うべき必然性のない花押が据えられた文書は決して偽文書ではありえない。

だから、赤松氏の花押の一致による「正しい文書」説は承認されるのである。それでは、上述した以外に直実の自筆と認めるべき筆跡は存在していないのであろうか。このような観点に立ったとき、注目されるの

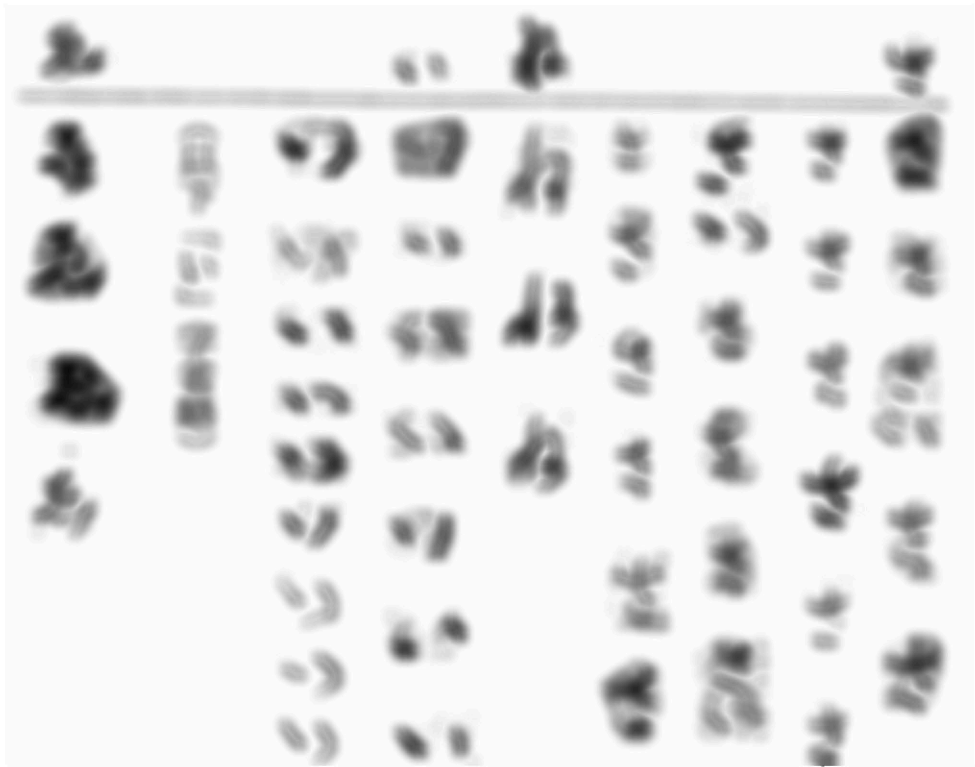


図4 熊谷直実の筆跡比較（「誓願状」「夢記」と「僧蓮生^{熊谷直実}讓状」）

は、讓状の追筆「さねいゑ」である。

すなわち、前述したように『熊谷家文書』には、後人による竄入の痕跡が認められるものがあるものの、この四文字については、それを加えることによって文書自体に付加価値を生じさせるものではなく、また、わざわざ挿入符を加えて竄入することも考えがたく、常識的には、本文執筆直後の訂正を考えるべきであろう。

そこで、「さねいゑ」四文字（上段）と共通する文字を自筆「誓願状」「夢記」から抜き出して（下段）、比較したものが【図4】である。比較の対象とすべき文字が少なく、「い」字など特徴があるとは必ずしもいい難い文字もあるが、例えば、「ゑ」字が「ろ」の下に「ん」を組み込んだように書いている点など、同筆と認めても良いのではあるまいか。

この例証が認められるならば、「讓状」の作成過程を次のように推測することができるだろう。右筆は、本文及び「地頭僧蓮生」までを書いて蓮生に示し、本文を確認した蓮生は、「実家」とあるべきところが「家実」と記されていることに気付き、返って読むべきことを示す記号を挿入し、「さねいゑ」と追記し、本文確認の前後に確認・了解の花押を据えたのである。

すなわち、「讓状」は鎌倉時代末までに成立したのではなく、まして「偽文書」などではありえない。まさに蓮生自らが確認し手を加えた間違いない当時のものと理解すべきである。「讓状」が示す事実によれば、直実は建久二年以前に既に出家しており、建久三年になって初めて出家したかのごとき記事を掲載する『吾妻鏡』は信頼すべきではない。そして、その信頼性の欠如は、必ずや卒伝の記述にも影響を及ぼすものと思われるのである。

おわりに―『吾妻鏡』北条時頼出家・卒伝条の問題

以上を簡単に要約すると、以下のようになる。

赤松氏がその論考の最後において、『吾妻鏡』と『四十八巻伝』との関係の再考を示唆されているように、直実の出家と往生に関する史料については再考する必要がある。熊谷直実入道蓮生の出家と往生に関する『吾妻鏡』の記述には問題があり、まずは『清凉寺文書』の「誓願状」「夢記」、『四十八巻伝』等に基いて考察すべきである。『吾妻鏡』よりも『四十八巻伝』等の記述を、より信頼性があるとする根拠は、蓮生自筆の「誓願状」や「夢記」に基いており、また、自筆と判断する根拠は、その花押に基いている。したがって、自筆の筆跡や花押については、もっと重要視されるべきである。直実に即して論ずれば、先ず採り上げるべきは、「讓状」とそこに据えられた花押とであり、直実の出家と往生とに関する混乱は解決できるのである。

ところで、『吾妻鏡』と『四十八巻伝』との関係で注目されるのは、執権北条時頼の出家と死没の場面である。

先ず、出家についていえば、『吾妻鏡』康元元年（一二五六）十一月二十三日条に「寅刻、於最明寺、相州令落飾給^卅、依日来素懐也、御法名覚了房道崇云々、御戒師宋朝道隆^卅禪師也」とあって、本格的な正統禪を伝えたとされる大覚禪師蘭溪道隆（一二一三―七八）を戒師とするしなながらも、その法名が「覚了房」という房号であるのは不審とすべきではないか。『吾妻鏡』記載が事実を伝えているとするならば、正統禪とされる禅僧が房号を付与して出家させた点に疑問を付すべきであり、あるいは房号付与を認めるならば、時頼の出家は禅宗規式による出家作法ではなく、蘭溪道隆にとつては純粹禪を標榜するものではなかったことになり、そうではないとするならば、この記事は事実を伝えていない

ことになる。

時頼の出家以降臨終に至るまでの『吾妻鏡』の関係記事には、禅僧的な側面は薄く浄土教や密教が色濃く反映している点についても指摘があり、問題となるが、その死没の様子について述べれば、同書弘長三年十一月二十二日条には「戌刻、入道正五位下行相模守平朝臣時頼^{御法名道崇、御年三十七}、於最明寺北亭卒去、御臨終之儀、着衣袈裟、上繩床令座禪給、聊無動搖之氣、頌云、業鏡高懸 三十七年 一槌打碎 大道坦然、弘長三年十一月廿二日道崇珍重云々、（中略）終焉之刻、又手結印、口唱頌而現身成仏瑞相、本自権化再来也」と描写されている。

時頼が遺偈を唱えて亡くなったかのように記述されているが、実際に唱えたものを『吾妻鏡』が表記したとすれば、年号月日・署名があるのは不審であり、それらが記載されていることは、いかにも記された遺偈を引載した感がある。「口唱頌」を先の遺偈を唱えたと理解することもできるが、下文「現即身成仏瑞相」への接続を重視すれば「頌」が遺偈であるとはいえない。しかも、この遺偈については、鷲尾順敬・八代国治・辻善之助など各氏が指摘されているように、南宋の笑翁妙湛がその死没に際して遺したものに基づくものである。当時の日本社会において笑翁妙湛その人自身や遺偈が著名であったか否かという理解の相違があり、そのことにより時頼が妙湛の遺偈を借りて自己の心地を述べたものか、或いは『吾妻鏡』編纂者の潤色であるか、の疑問もある。

一方、『四十八巻伝』巻二十六では「唐ころもめして、けさかけて、西方にあみたほとけをかけまいらせて、ゐすにのほらせ給て、御いきすこしもみたれす、合掌して御往生候也」と描き叙している。

「禅宗の帰依者でその往生も禅的である（『吾妻鏡』）」とする三田全信説³³に対して、禪宗仲氏は、『四十八巻伝』のこの場面が「諏訪入道蓮佛自身の書状」に基づく記載であることを指摘されながらも、両者は「む

しる内容は近似しているといえる」「ほぼ同様の内容と判断できる」と『吾妻鏡』の記事に近付けて『四十八巻伝』を解釈し、『吾妻鏡』に禅僧的な記述がないことに意義を認める市川浩史氏もまた、この見解を参考にされている。⁽⁵⁵⁾

しかし、熊谷直実の出家と往生をめぐる『吾妻鏡』の記事が事実と相違するとした私見が、もし認められるならば、北条時頼死没の場合においても、『吾妻鏡』との整合性を求めるよりも、『四十八巻伝』それ自身の記述を基にして考えていくべきものと考えるのである。

注

- (1) 東京大学史料編纂所編『花押かがみ』二鎌倉時代一(昭和五十六年)
- (2) 赤松俊秀氏『続鎌倉仏教の研究』(昭和四一年、平楽寺書店)
- (3) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳『熊谷家文書』(架番号6171.77-23)、影写本『熊谷文書』(架番号3071.77-11)、刊本に『大日本古文書 家わけ第十四 熊谷・三浦・平賀家文書』(昭和十二年)、埼玉県立図書館編『熊谷家文書』(昭和四五年)等がある。
- (4) 赤松氏前掲書二九二・三頁。
- (5) 前掲『大日本古文書 熊谷・三浦・平賀家文書』一頁。
- (6) 前掲『大日本古文書 熊谷・三浦・平賀家文書』一三三頁。前掲影写本『熊谷文書』三。なお、『日本歴史地名大系 埼玉県の地名』(平凡社、一九九三年)の「熊谷寺」(熊谷市仲町)に「所蔵文書として建久六年二月九日の熊谷直実置文などがあり」(八四四頁)、また『新編武蔵国風土記稿』二百二十大里郡二・忍領熊谷町熊谷寺に「同子孫へ残し置自筆状(至子々孫々能々可令存知旨)建久六年二月九日 蓮生判」と記されている文書は同文ながら、『熊谷家文書』第二五二号文書とは別である。
- (7) 赤松氏前掲書一九六頁。
- (8) 『吾妻鏡』の語句検索については、及川大溪氏『吾妻鏡総索引』(昭和五〇年、日本学術振興会)、福田豊彦氏監修『吾妻鏡・玉葉データベース CD-ROM 版』(一九九九年、吉川弘文館)を利用した。

(9) 『方丈記』(『新日本古典文学大系』39、一九八九年、岩波書店)

(10) 続史料大成『親元日記』二(昭和四二年、臨川書店)一〇頁。

(11) 『浄土宗全書』一六(大正二年、浄土宗宗典刊行会)四三二頁。この点については、福田行慈氏「吉水入門後の熊谷直実について」(『大正大学大学院研究論集』七、一九八二年)に指摘がある(一六五頁)。

(12) 『東京大学史料編纂所史料集』(二〇〇一年)四〇七・八頁。

(13) 『秋藩閣録』一(昭和四二年、山口県文書館)六三七〜六七七頁。

(14) 『南禅寺文書』建武二年五月十七日雑訴決断所牒の「左中将源朝臣」に判は据えられていない(『大日本史料』第六編之二、三九三頁)。

(15) また、第八〇号貞和元年二月日足利尊氏下文には「コノ文書以下二通同筆ナリ、其ノ書風等ヲ検スルニ当時ノモノニアラズ、今姑クコ、ニ収ム」との按文が付されている。貞和元年の改元は十月二十一日であり、またその尊氏の袖判も疑うべき形体を示している。

尊氏の袖判に関しては、上島有氏「折紙の足利尊氏袖判文書に関する覚書」(『古文書研究』二七、一九八七)、漆原徹氏「相良家文書」の足利尊氏袖判文書(『史学』六八一・二、一九九九)などの論考があるが、更に議論を深めるべき論点があるように思われる。

(16) 『東京大学史料編纂所報』七(昭和四八年)八四頁。

(17) 『吾妻鏡』は『新訂増補国史大系本』による。なお、底本の内閣文庫所蔵北条本については、井上聡・高橋秀樹氏「内閣文庫所蔵『吾妻鏡』(北条本)の再検討」(『明月記研究』五、二〇〇〇年、明月記研究会)、東京大学史料編纂所架蔵写真帳『吾妻鏡(北条本)』(架番号614044)を参照した。

(18) 『師守記』(『大日本史料』第六編之四、七九頁)、史料纂集本四、一〇頁。

(19) 『法然上人絵伝』上中下(『続日本の絵巻』1、3、一九九〇年、中央公論社)

(20) 熊谷市史編纂委員会編纂『熊谷市史』(昭和三八年)、埼玉県立図書館編集『熊谷蓮生坊文書』(昭和四四年)、河合正治氏「武士の生活と鎌倉仏教」(『中世武家社会の研究』、昭和四八年、吉川弘文館)、石田拓也氏

- 「熊谷直実の伝承」(『大東文化大学紀要』二二、一九八二年)、「法然寺の熊谷直実縁起」(『大東文化大学紀要』二四、一九八五年)など。
- (21) 「熊谷直実の吉水入門をめぐって」(『日本仏教史学』一五、一九七九年)六八頁。
- (22) 前掲「吉水入門後の熊谷直実について」一七三頁。他に、同氏「熊谷直実宛源空書状について」(『印度学仏教学研究』三一―二、一九八二年)、「熊谷直実の予告往生をめぐって」(『仏教論叢』二七、昭和五八年)、島田雅江氏「熊谷直実の出家時期、及び法然の門に入る迄の過程」(『大正史学』一八、一九八八年)などがあり、玉山成元氏「法然伝の疑問について」(『三康文化研究所年報』六・七、昭和五〇年)、丸山博正氏「法然の九品観と熊谷直実の上品上生往生立願」(『三康文化研究所年報』一九、昭和六二年)が関説する。なお、安田元久氏編『吾妻鏡人名総覧』(平成一〇年、吉川弘文館)は「熊谷系図」(『統群書類従』六上)により、直貞を父、永治元年生まれ、承元三年九月四日歿とするが、掲載している『熊谷系図』「法名蓮生。生年辛酉。承元三年九月十四日午刻於熊谷病死。年八十四歳」(二四四頁)と『熊谷系図』「熊谷次郎/承元二年九月十四日歿。年六十八歳」(二四九頁)には矛盾がある。
- (23) 桜井好朗氏「隠者の風貌」(昭和四二年、塙書房)六四頁。樋口州男氏「鎌倉武士と遁世」(『中世の史実と伝承』、一九九一年、東京堂出版。初出「鎌倉武士と遁世」覚書」、『民衆史研究』一〇、一九七二年)二二二頁。
- (24) 拙稿「黒衣の僧について―鎌倉・南北朝期における遁世の一面―」(『中世政治社会の研究』、一九九八年、統群書類従完成会)
- (25) 「一遍聖絵」は「一遍上人絵伝」(『日本の絵巻』20、一九八八年、中央公論社)による。
- (26) 佐藤進一氏「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(一九九三年、岩波書店)二〇頁。
- (27) 『大日本史料』第四編之四が明治三十八年十月二十一日、同十が明治四十三年十二月十五日の刊行というように毎年一冊以上の刊行ペースであり、現在から見れば、編纂材料が揃っていない段階における編纂と刊行
- は、いきおい粗い読解を齎さざるを得ないといえる。『大日本史料』の読解については、一部訂正した部分がある。
- (28) 前掲「東京大学史料編纂所史料集」三八二―三頁
- (29) なお、『大日本史料』編纂当時の関係史料収集の有無を示すために、『東京大学史料編纂所所蔵史料目録データベース』によった検索結果を示した。
- (30) 『四十八巻伝』の成立については、「一三二〇年代(A)、及びそれをややずれる時期(B)の制作」(村重寧氏「知恩院蔵法然上人絵伝(四十八巻本)について」)『MUSEUM』二七五号、一九七四年、二三頁)、「徳治二年(一三〇七)より十年を経て完成したといわれる。絵もそのころ(鎌倉時代末期)の画風を示す」とされ(『国史大辞典』六四四頁)、また、巻四十執筆者を伏見天皇(一二六一―一三二七)の真筆に比定する中田勇次郎氏「法然上人行状絵図絵詞の筆者について」(『新修日本絵巻物全集』一四、法然上人絵伝』昭和五二年、角川書店、三八頁)の見解に従えば、成立は文保元年以前となる。ただし、鎌倉時代(十四世紀前半)とする『原色版国宝』鎌倉I(一九八〇年、毎日新聞社、一三六頁)は筆者に関する「伝承には必ずしも信憑性がなく、今後より綿密な考証が必要とされる」とする。一方『吾妻鏡』については、笠松宏至氏「徳政・偽文書・吾妻鏡」(『中世の窓』一一、昭和三八年)は永仁五年以降、もしくは正安二年以降の可能性を指摘されており、「十三世紀末頃に金沢氏の手により編纂された」(五味文彦氏「増補吾妻鏡の方法―事実と神話にみる中世―」二〇〇〇年、吉川弘文館、六一頁)、「二部に分ける説では、前半部は文永年間(一二六四―七五)、(中略)後半部が正応―嘉元年間(一二八八―一三〇六)に編纂されたとする。前後二部に分ける蓋然性がないとすれば、十四世紀初頭の成立とみることができ」(二二二頁)とされ、それは最新の研究においても支持されており、二段階編纂説の証拠は乏しく全体は同じ頃に成立したと見られている(五味文彦・井上聡氏「吾妻鏡」八〇五頁、皆川完一・山本信吉氏編『国史大系書目解題』下巻、二〇〇一年、吉川弘文館)。
- (31) 前掲『浄土宗全書』四二八頁。

(32) 掲載史料のうち、省略したものは、

『為盛発心集』(謄写本架番号 2001-3) 『続群書類従』 釈家部巻第八三七、原蔵者鳩忠紹、一八七九〜八五年複本作成) は、『群書解題』七 釈家部(昭和三十七年) によれば、作者・成立ともに未詳であるが、「中世末期の談義僧でもあらうか」と推測されている(一五〇頁)。著者を伝蓮如とし、慶応大学に天正十一年(一五八三) 写本、龍谷大学に室町時代写本、大阪光徳寺・西本願寺に室町末期写本などが所蔵されている(『国書総目録』第五巻五八五頁)。

『真如堂縁起之写』(謄写本架番号 2001-3) 『続群書類従』 釈家部巻第七八四、原蔵者鳩忠紹、一八七九〜八五年複本作成) は、『実隆公記』大永三年八月十日条に「真如堂縁起絵詞青蓮院御所望、下巻六段今日書之」と見え、大永四年の跋を記す京都真正極楽寺所蔵三軸は重要文化財に指定されている(『国書総目録』第四巻七五五頁、『群書解題』七 釈家部三五二頁、台紙付写真 449-4731〜4750)。

『熊谷伝』(謄写本架番号 2044-93、原蔵者彰考館文庫、一八八五年複本作成)。

『塩尻』五・同十一
天野信景著『塩尻』一〇〇巻(『国書総目録』第四巻二二頁)。
『集古十種』古画
松平定信編『集古十種』八十五冊(『国書総目録』第四巻二四九頁)。
『皇朝名画拾彙』二

檜山義慎編『皇朝名画拾彙』五巻は文政元年(一八一八) 序、同二年刊(『国書総目録』第三巻二七四頁)。
『山州名跡志』二十法然寺・同四紫雲山金戒光明寺熊谷堂。
白慧(坂内直頼) 著『山州名跡志』二十二巻は元禄十五年(一七〇二) 序、正徳元年(一七一一) 刊(『国書総目録』第三巻七九三頁)。

(33) 石田氏前掲「熊谷直実の伝承」は、熊谷市文化連合編『熊谷直実』を引用して指摘されている。

(34) 『新訂寛政重修諸家譜』八一三三七頁(昭和四〇年、続群書類従完成会)
(35) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本『文治以来以来記録』(架番号 2040-4-

15)

(36) 外山信司氏「鎌倉時代の東氏―東国武士の歌の家―」(千葉県史料研究財団編『中世の房総、そして関東』、平成一五年)

(37) 八代国治氏「吾妻鏡の研究」覆刻版(昭和五二年、芸林舎) 九四頁。

(38) 『明月記』は冷泉家時雨亭叢書第五十七巻『明月記』二(一九九六年二月一日、朝日新聞社) による。自筆については、尾上陽介氏「明月記」原本及び原本断簡一覽稿(『明月記研究』七、二〇〇二年、明月記研究会) 七六頁参照。

(39) 五味氏前掲書八九頁

(40) 八代氏前掲書 頁、益田宗氏「吾妻鏡の本文批判のための覚書き」(『東京大学史料編纂所報』六、昭和四六年)

(41) 益田氏前掲論文一〇頁

(42) 法然上人伝研究会編『法然上人伝の成立史的研究』覆刻版(平成三年、臨川書店)

(43) 『四十八巻伝』と『九巻伝』との成立時期とその前後関係については、『浄土宗大辞典』(昭和五五年、浄土宗大辞典刊行会)「法然上人行状絵図」(三〇三頁)、福田氏前掲「熊谷直実の吉水入門をめぐって」七三頁参照。

(44) 前掲「法然上人伝の成立史的研究」二、五五頁。

(45) 井川定慶氏「法然上人伝全集」(昭和二七年、法然上人伝全集刊行会)、前掲「浄土宗大辞典」

(46) 『日本名跡叢刊』五七「源空消息 証空消息 熊谷直実誓願状 迎接曼荼羅由来」(一九八一年、二玄社)

(47) 『平成新修粟生光明寺絵縁起』(平成一〇年、西山浄土宗宗務所)

(48) いわゆる切り張りの間違いのうち、「時期を一年も間違えて」掲載されている点については、井上・五味氏前掲「吾妻鏡」八〇八頁に指摘がある。

(49) 赤松氏前掲「熊谷直実の上品上生往生立願について」によれば「直実の自筆と認められる、と教えてくれたのは文化財調査官の近藤喜博博士である」(二七九頁)、「博士はその後『文化財』第一〇号にその所見を発表している」(三〇二頁) という。ただし、近藤喜博氏「法然上人の書状

と熊谷蓮生坊―清涼寺文書を中心に―(『月刊文化財』一九八五年十月号)においては「蓮生坊の自筆にして」と述べるに止まっている。

なお、前掲『日本歴史地名大系 埼玉県の地名』に「しかしその前年の建久二年三月一日、先祖相伝の「大里郡内熊谷郷内」の田二〇町を子息真家に譲与する際に作成された熊谷直実譲状(熊谷家文書、以下断わりのないかぎり同文書)には「地頭僧蓮生(花押)」と署名されており、この譲状が正文であるとすれば、直実はこれ以前にすでに出家していたことになる」と記述されている(八四〇頁)。

(50) 齋木一馬氏「清涼寺所蔵の源空自筆書状について」(初出『高僧伝の研究』、昭和四八年、山喜房仏書林)、「興善寺所蔵の源空・証空書状覚え書」(初出『藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集』、昭和四八年)、「清涼寺所蔵熊谷入道宛証空自筆書状について」(初出『仏教史研究』七、昭和四八年)、「齋木一馬著作集三 古文書の研究」、平成元年、吉川弘文館)

(51) 伊藤唯真氏は、『伊藤唯真著作集 第四卷 浄土宗史の研究』(一九九六年、法蔵館)第四章「聖研究からみた法然真筆史料」第一節「七箇条制誠(京都 二尊院蔵)」において、「署名中、信空、欣西、蓮生はそれぞれ高山寺蔵「円頓戒々脈」、興善寺蔵「欣西書状」「蓮生念仏結縁状」、清涼寺蔵「熊谷直実自筆夢記」によって、自筆であることが確かめられる」と述べられている(八九頁)。

(52) 八代氏前掲書によれば、この遺偈が妙湛のそれに基づくものであることは、鷲尾氏『鎌倉文明史論』が指摘されたという(一七七頁)。辻氏『日本仏教史』中世篇之二(昭和二四年、岩波書店)一五四頁。

(53) 前掲『法然上人伝の成立史的研究』三一―六六頁。
(54) 『法然上人絵伝』における諏訪入道蓮佛』(『長野県立歴史館研究紀要』六、二〇〇〇年)

(55) 『吾妻鏡の思想史―北条時頼を読む―』(二〇〇二年、吉川弘文館)

付記 本稿執筆の経緯については冒頭に述べたが、その後、ダルマ会・石川県古文書講座・慶応大学大学院法学研究科・日本女子大学大学院文学研究科で報告する機会を得て、成稿することができた。また、『吾妻鏡』の研究史全

般に関しては、細川重男氏の御教示を得た。さらにまた、昨年度の本所所報紀要委員会には御迷惑をおかけした。ここに、その後の経緯を付記し、関係各位に御礼とお詫びを申し上げる次第である。

なお、本稿は文部科学省科学研究費補助金中核的研究拠点形成基礎研究費「前近代日本史料の構造と情報資源化の研究」(研究リーダー石上英一東京大学史料編纂所教授)による研究成果の一部である。